

石綿の除去等における確認事項



(一社) 大阪建設業協会 環境委員

(一社) 日本建設業連合会 環境委員

(株) 熊谷組 関西支店 品質環境マネジメント室 課長

石綿作業主任者 美坐 祐也



目次

- ▶ ①事前調査
- ▶ ②現場確認
- ▶ ③社員教育

①事前調査

★勘違いの例

①50㎡の解体工事の場合、事前調査は不要ですよね？

②80万円の改修工事があるけども、事前調査は要らないよね？

→上記①②について、事前調査の実施は必要。

事前調査結果の報告条件と混同する勘違いあり。



事前調査とは

建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいう。

→事前調査は解体工事を行う前に実施

事前調査に際しては、石綿含有建材であると証明できたものだけを挙げればよいのではなく、各建材について石綿含有の有無を書面調査や現地での目視調査により確認し、石綿含有の有無が不明であれば分析により判定する、もしくは石綿ありとみなすことが必要である。

→事前調査方法：書面調査、現地目視調査、分析、みなし

事前調査結果の報告

大気汚染防止法 第18条の15第6項

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又は第4項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、**当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。**

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

大気汚染防止法施行規則 第16条の11

法第18条の15第6項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

- 一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- 二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が100万円以上であるもの
- 三 工作物（第16条の5第二号の環境大臣が定める工作物に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

★勘違いの例

①発注者から石綿の事前調査の報告書を貰ったから、石綿の事前調査は要らないよね？

→石綿事前調査は必要



事前調査実施の義務を負う者

大防法では、建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者が、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査することとしている。一方、石綿則では、事業者が、建築物等の解体等の作業を行うときにあらかじめ石綿等の使用の有無を調査することとしている。ただし、事業者がそれぞれ事前調査を行うことは効率的ではない場合があるため、実際には工事の元請業者等が主体となって事前調査を行い、当該調査結果を下請負人に伝達することとなる。

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

→ 工事の元請業者が事前調査の義務を負う

発注者の責務等

発注者は、解体等工事の設計前や設計時に石綿含有建材の調査を行った場合は、当該調査結果を受注者に提供することで、受注者は当該調査に漏れがないか確認することができる。事前調査の効率化にもつながるので、発注前に調査結果が行われている場合には**その記録を提供する**。

引用：建築物等の解体等に係調査る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

→**発注者の責務：調査を行った場合、その記録を提供する**

過去に行われた事前調査について

過去に石綿の使用状況に関する調査されている建築物等で、大防法や石綿則に基づく事前調査を行う場合は、事前調査の義務を負う元請業者等及び事業者は当該調査の結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないか、調査が適切な手法で行われているかを改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば補完のための調査を行う必要がある。過去に石綿含有建材かどうかを調査していた場合、当該結果を書面調査の1つの資料として使用することも考えられる。

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

→過去に行われた事前調査は書面調査の1つの資料として考える。

発注者調査報告書、元請けでの確認調査結果の事例

発注者調査結果

No.	サンプルの名称	外 観	石綿 有無	含有されている石綿の種類					分析結果
				クリ タイル	アモ サイト	クロ サイト	トモ ライト	アソ サイト	
1			有	含有	無	無	無	無	石綿(クリタイル 18%)を含有する。
2			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。
3			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。
4			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。
5			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。
6			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。
7			無	無	無	無	無	無	不検出(<0.1%)。

・発注者調査結果報告書

結果：元請調査の結果、数か所（赤囲み）で新たに石綿含有を確認

元請け調査結果

6. 分析結果

試料 No.	試料名 (採取箇所、採取部位等)	定性分析結果				石綿含有 判定結果		定量分析結果 石綿含有率 (%)	別添 データNo.
		X線回折分析法		分散染色法		石綿 の有無	石綿の 種類		
		石綿の 有無	石綿の 種類	石綿の 有無	石綿の 種類				
1		無	—	無	—	無	—	—	別添1
2		無	—	無	—	無	—	—	別添2
3		有	Chr	有	Chr	有	Chr	1.6	別添3
4		有	Chr	有	Chr	有	Chr	3.0	別添4
5		無	—	無	—	無	—	—	別添5
6		無	—	無	—	無	—	—	別添6
7		有 有	Chr Amo	有 有	Chr Amo	有 有	Chr Amo	11.6 0.5	別添7

・元請け調査結果報告書

★ 勘違いの例

①石綿の事前調査の結果、石綿なしという調査結果なんですけど、事前調査結果の掲示は石綿がなかったので必要ないですよ？

→石綿事前調査結果の掲示は必要



事前調査の結果の掲示について

大防法と石綿則における事前調査の結果の掲示の記載事項を表4.6.2に示す。事前調査の結果の掲示は石綿含有建材の使用の有無や大防法や石綿則の届出の対象か否かに関わらず義務付けられているものであり、全ての解体等工事で掲示しなければならないことに留意する必要がある。事前調査の結果の掲示は、大防法及び石綿則で義務付けられているが、それぞれの法令に則った掲示を個別に行う必要はなく、記載事項を網羅していれば両方の掲示を兼ねることは差支えない。事前調査結果の掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。掲示の大きさはJIS A 3判(29.7cm×43cm)以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

表 4.6.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第 18 条の 15 第 5 項、 大防法施行規則第 16 条の 10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第 3 条第 8 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査の結果 ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・事前調査を終了した年月日 ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査終了日 ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要 ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月（令和 6 年 2 月改正）

事前調査資格取得 他

★建築物石綿含有建材調査者の資格者はどれくらいいるのか？

→全国で約50名弱が資格を取得、取得者の多数が建築系職員

★土木工事における工作物の石綿事前調査を実施する際、どのようにしているか？

→環境法規制を扱う部門の資格者が調査を行う運用としています。

★社員（プロパー）が調査を行う事はあるか？

→一般的に石綿事前調査は外部に委託する事が多いです。



②現場確認

現場パトロール時の確認事項

主に2021年4月に施行された改正内容について確認実施するようにしています。

※以下2021年4月に改正された内容を記載しております。既に改正済みですのでご注意ください。

(1) 規制対象建材が全ての石綿含有建材に規制対象拡大

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも**作業計画の作成が必要**。

(2) 事前調査結果の掲示

- ・ 掲示板の大きさの指定

A3サイズ (42.0cm×29.7cm) 以上

[事前調査結果の掲示事項]

- ・ 事前調査の結果 (特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・ 事前調査を終了した年月日
- ・ 事前調査の方法

(書面調査、目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)
並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××-××××-××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイト 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

引用：大阪府「石綿に関する事前調査結果について」

URL:<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshohido/asbestos/todokede.html#zizenchousa>
2024.06.03

(3) 集じん・排気装置の正常稼働、作業場及び前室が負圧に確保されている事の確認頻度の強化

[集じん・排気装置の正常稼働確認]

- ①初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに
- ②除去等を行う日の開始後
- ③集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合
- ④その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）

[作業場及び前室の負圧に保たれている事の確認]

- ①除去等を行う日の作業開始前
- ②作業中断時（休憩や当日の作業終了で退出した時）

(4) 石綿含有仕上げ塗材の除去をする際の作業基準の制定

除去時は①、②またはこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

①除去する石綿含有仕上げ塗材を薬液等により湿潤化すること

②電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は次の措置を講じること

i) 除去部分の周辺の事前養生（負圧不要）

ii) 除去する石綿含有仕上げ塗材を薬液等により湿潤化

③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

(② i) の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他特定粉じんの処理を行うこと)

(5) 石綿含有成形板等の除去をする際の作業基準の制定

[石綿含有けい酸カルシウム板第1種]

①切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外す

②①の方法で除去する事が技術上著しく困難又は作業の性質上適さない時は次の措置を講じること

i) 除去部分の周辺の事前養生（負圧不要）

ii) 除去する建材を薬液等により湿潤化

③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

(② i) の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他特定粉じんの処理を行うこと)

(5) 石綿含有成形板等の除去をする際の作業基準の制定

[その他の石綿含有成形板等]

- ①切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外す
- ②①の方法で除去する事が技術上著しく困難又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること
- ③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

(6) 石綿の除去等作業完了後の確認及び発注者への報告

【作業基準】

①作業記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

[記録事項]

- ・ 確認年月日・確認方法
- ・ 確認結果

(確認結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)

- ・ 確認者の氏名

[記録の方法]

- ・ 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

[記録の保存期間]

- ・ 特定工事終了するまで

(6) 石綿の除去等作業完了後の確認及び発注者への報告

②作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成保存する必要があります。

③取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しが無いこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認される必要があります。

[確認方法] 目視

[記録の実施者]

建築物：調査者等、除去等工事に係る石綿作業主任者

工作物：除去等工事に係る石綿作業主任者

④特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業の完了したときは、発注者に対し、結果を**書面で遅滞なく報告する**とともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

書面報告事項：右図

記録の保存：特定工事終了後3年間

表4.15.6 発注者への報告事項

報告項目	報告事項
特定粉じん排出等作業の概要	・対象建築物の名称及び所在地 ・元請業者（法人名及び代表者氏名） ・除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・作業の概要
石綿含有建材の取り残しがないことの確認	・確認年月日 ・確認結果 ・確認者の氏名 ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
特定粉じん排出等作業の完了	・完了年月日
申し送り事項	・異常時の対応 ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告

引用：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）

③社員教育

教育時期：毎年5月～7月頃

対象：現場職員、土建内勤管理部門

教育内容

①改正等が行われている環境法規制の解説

②チェックシート（右図）を利用した、自現場の法規制チェック

※チェックシートは大気汚染防止法のみ抜粋ですが、他の法規制等も含め2ページ（A4裏表1枚）の内容としています。

効果：社員の法規制知識の向上

品質環境パトロールチェックシート			
作業所名	確認日	確認者	
	2024 / /		
確認項目	確認内容・補足	確認欄	解説
① 資源有効利用促進法	建設発生土を搬出する場合、「確認結果票」を作成していますか？ ※対象：2023年5月26日以降に契約を行った工事	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし	確認内容 ①建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正である事の確認 ②発注者等が行った土壌汚染対策法当の手続き状況等の確認
	建設発生土の搬出後には、搬出先の管理者に「受領書」の交付を求めて確認し・保管していますか？ 建設発生土を受け入れたときは、搬入元へ「受領書」を交付していますか？ ※対象：2023年5月26日以降に契約を行った工事	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし	「受領書」の写しは、建設工事の完了日から5年間保存義務あり
	一定規模以上の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成していますか？ ※対象：2023年1月1日以降に契約を行った工事 ※作成した計画については、発注者への提出、説明が必要です。 ※作成した計画は公衆の見やすい場所へ掲示が必要です。	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし	計画の作成を要する一定規模以上の工事 ①再生資源利用促進計画 （建設副産物を搬出する際の計画） 次のような指定副産物を搬出する工事 Ⅰ 土砂・・・500㎡以上 Ⅱ CO塊、AS塊 建設発生木材・・・合計200t以上 ②再生資源利用計画 （再生資材を利用する際の計画） 次のような建設資材を搬入する工事 Ⅰ 土砂・・・500㎡以上 Ⅱ 砕石・・・500t以上 Ⅲ 加酸アスファルト混合材・・・200t以上
再生で記 ※対	石綿の事前調査は資格者による調査が行われていますか？ ・一般建築物／特定建築物石綿含有建材調査者	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし	報告が必要な工事 ①解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上 ②請負金額が100万以上である特定工作物の解体工事 ③請負金額が100万以上である建築物または特定工作物の改修工事 ※請負金額は消費税込み ※電子報告については事前にGビズID(エントリー)の登録が必要
② 大気汚染防止法（石綿関連）	2023 解体事前を実施	2023.10改正内容 解体・改修工事に係る事前調査結果等をあらかじめ、電子報告（石綿事前調査結果報告システム）により労働基準監督署、都道府県へ報告を実施していますか？	2022.4改正内容
	解体か？	解体等工事に係る事前調査の実施、調査結果の掲示を行っていますか？	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし
	事前保管	事前調査結果は発注者へ説明し、調査結果の原本又は写しを現場に保管していますか？	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし
	特定特定い※レ	特定工事における特定粉塵排出作業開始前に、必要事項を記録した特定粉塵排出等作業の計画を作成し、その計画に基づき作業を行っていますか？ ※レベル3建材の特定工事でも作業計画が必要。	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし
特定いま<石原則去後	2021.4改正内容 ＜石綿含有仕上げ塗材＞ 薬液等による湿潤化。（下記方法による除去の場合を除く） 電気グラインダー他電動工具使用の場合は次に掲げる①②の措置を講ずること。 ①除去部分の事前養生（責任管理必要な） ②薬液等による湿潤化。 除去後の清掃その他特定粉塵の処理。養生を行ったときは養生を解く前に清掃を行う。	<input type="checkbox"/> 実施、 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 該当なし	いて除去等の措置を各措置についてそれぞれ定めの方法により行わなかった者に対して直接罰対象となる。 集塵・排気装置 日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタ指定

ご清聴ありがとうございました